

令和6年度 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修 (不特定の多数の者対象)

開催要項

- 1 目的 介護保険法に基づき、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。
- 2 実施主体 石川県
- 3 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター
研修協力機関 石川県公立大学法人 石川県立看護大学附属地域ケア総合センター
- 4 受講対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、グループホーム、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業等に就業している介護職員等で、以下の条件①～②を全て満たす者。
 - ① 介護福祉士又は同等の知識等を有するとして施設長が推薦した者であること。
 - ② 実地研修先を確保できること。
→実地研修先：原則として、指導看護師等[※]のいる勤務先の事業所等
また、5ページの**別紙** 実地研修実施要件を満たす事業所等であること。

※指導看護師等について

実地指導をするためには喀痰吸引等指導者養成講習、または、医療的ケア教員養成講習を修了いただくことが必要です。

実地研修開始前に実地研修先に指導看護師等が在籍していることが分かる書類（指導者講習修了証書、医療的ケア教員講習会修了証書などの写し）を提出していただきます。後日、提出方法等についてご案内いたします。

※ 受講の対象であるか判断が難しい場合は、4ページ「14 問合せ先」の（1）へ問い合わせてください。

介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における2ページの6（1）～（4）の基本研修が免除になります。
この場合、2ページの6（5）実地研修からの受講となり、別の申し込みが必要になります。
10ページの「実地研修の申し込みについて」をご覧ください。

5 定員 30名

※受講希望者が定員を超過した場合、申込期間中であっても締め切ることがあります。

※受講希望者が定員を超過した場合、現に喀痰吸引等が必要な方の人数や緊急性等を勘案し、受講者を決定します。

6 研修内容（日時・実施方法等）

！注意！ 令和6年度は1回のみ開催となります。（2回目はありません。）

（1）基本研修（講義）50時間 ※研修内容は8ページの（別表1）参照

1日目	9月14日(土)	9:20～17:00	オンライン	各自の所属事業所等より Zoom 入室
2日目	9月15日(日)	9:20～17:10	集合	石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）
3日目	9月18日(水)	9:20～17:20	集合	石川県社会福祉会館（金沢市本多町3-1-10）
4日目	9月19日(木)	9:20～17:30	集合	石川県社会福祉会館（金沢市本多町3-1-10）
5日目	10月2日(水)	9:20～17:30	オンライン	各自の所属事業所等より Zoom 入室
6日目	10月3日(木)	9:20～17:30	集合	石川県社会福祉会館（金沢市本多町3-1-10）

※ 1日目のみ Zoom 入室8:40～、オリエンテーション9:00～

※ 2～6日目 Zoom 入室または開場8:50～、オリエンテーション9:10～

※ 石川県社会福祉会館には、受講者用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

（2）基本研修（手順解説）

7日目	10月19日(土) 10月26日(土)	9:30～17:30	集合	石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）
8日目	10月20日(日) 10月27日(日)	9:30～17:30	集合	石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）

※ 開場9:00～、オリエンテーション9:20～

（3）筆記試験

9日目	11月6日(水)	10:00～11:30	集合	石川県社会福祉会館（金沢市本多町3-1-10）
-----	----------	-------------	----	-------------------------

※開場9:30～、着席9:45、オリエンテーション9:50

※筆記試験に不合格の場合は、基本研修（講義）は修了となりません。

※石川県社会福祉会館には、受講者用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

（4）基本研修（演習）10・11日目 ※研修内容は9ページの（別表2）参照

喀痰吸引	11月9日(土)または11月10日(日)	9:30～17:00	集合	石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）
経管栄養	11月22日(金)または11月23日(土)	9:30～17:00	集合	石川県立看護大学（かほく市学園台1-1）

※ 開場9:00～、オリエンテーション9:20～

※ 演習日は事務局より指定します。日程の選択はできません。演習の進捗状況によって、終了時間が延長となる場合があります。また、演習を修了できなかった場合は、後日再受講となる場合がありますので、ご注意ください。

（5）実地研修 ※研修内容は9ページの（別表3）参照

指導看護師等による指導の下、取得が必要な行為について実施。

①事前に、基本研修（講義：筆記試験の合格必要）と基本研修（演習）の修了、本会と各法人による実地研修の委託契約締結、受講者用の賠償責任保険への加入、実地研修の実施体制の整備等が必要です。

6（4）基本研修（演習）終了後、法人の申込担当者（事務担当者や指導看護師等）向けに、委託契約等に関する「実地研修説明会」を行います。日時等の詳細は、別途ご案内します。

②受講者が勤務する事業所等で実施することを原則とします。勤務する事業所等で指導看護師等が確保できず、実地研修を行うことができない場合、他事業所等との調整は各自で行っていただきます。

③介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における2ページの6(1)～(4)の基本研修が免除になります。この場合、2ページの6(5)実地研修からの受講となり、別の申し込みが必要になります。10ページの「実地研修の申し込みについて」をご覧ください。

7 受講費用

- ・受講料 11,500円 (石川県証紙の提出)
- ・資料代等 6,500円 (指定口座へ振込)
- ・実地研修に係る賠償責任保険料 2,000円 (実地研修開始前に指定口座へ振込)

※ 受講費用のお支払方法は、受講決定時に詳細をお知らせします。

8 申込期間 令和6年8月23日(金)まで

※締め切りまでの期間が短いのでご注意ください。

※受講希望者が定員を超過した場合、申込期間中であっても締め切ることがあります。

！注意！ 令和6年度は1回のみ開催となります。(2回目はありません。)

9 申込方法

ホームページからの申込手順

- ① 石川県社会福祉協議会サイト (URL : <https://www.isk-shakyo.or.jp>) の上部メニュー「福祉の研修」をクリックしてください。
- ② 表示されている「研修新着情報」の一覧から受講希望の研修名をクリックすると、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ③ 希望の研修であることを確認のうえ、右欄の「申込」をクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ④ 必要事項を入力(※マークは必須項目)した後、「申込確認画面」で内容を確認し、「申し込み」をクリックして、申込完了です。
- ⑤ 申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。(なお、この受講確認メールは受講承認という意味ではありません。)

10 受講承認 定員の範囲で受講者を承認し、8月27日(火)頃、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

11 個人情報 皆様から提供いただいた個人情報は、本研修で使用する受講者名簿等の作成に利用します。ただし、個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

12 オンライン受講

- (1) PC等は、必ずカメラ（外付けカメラ可）とマイク付きのものを一人一台準備してください。
受講には、パソコンの使用を推奨します。研修ではテキストをご覧いただきながら受講となりますが、講義の説明用に画面上に表示される資料は配布しません。スマートフォンでは、文字が小さくなり、見えない場合があります。
- (2) インターネット利用に係る通信料は、受講者の負担となります。
- (3) 詳細は、受講決定時にご案内します。

13 その他

- (1) 研修の全課程を修了した受講者に、修了証明書を交付します。
- (2) 集合研修時は、出欠確認用の印鑑をご持参願います。また、昼食は、各自でご準備ください。
- (3) 集合研修時は、感染症等の予防対策として、マスクを着用して受講いただきますようご理解、ご協力をお願いします。

14 問合せ先

(1) 制度関係（受講対象、実地研修対象施設の要件、経過措置 等）

石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ 担当：折戸 TEL 076-225-1416
石川県健康福祉部障害保健福祉課 自立支援グループ 担当：大地 TEL 076-225-1428

(2) 研修関係（申込方法、日程 等）

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 担当：山口・田中
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ 4F
TEL 076-221-1833 FAX 076-221-1834

実地研修実施要件

・実地研修

以下の要件を満たす介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、障害者(児)施設等、訪問介護事業者(在宅)のできる限り行うこととする。

- (ア) 対象者本人とその家族が実地研修の実施に協力できること。
- (イ) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (ウ) 実地研修を受ける介護職員等を受け入れる際、実地研修の場において介護職員等を指導する指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の配置が可能であること(訪問介護事業者にあつては、訪問看護事業者と連携の上、実地研修の場において指導看護師について、介護職員等数名につき、1人以上の確保が可能である場合も含む。)
- (エ) 指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講していること。なお、実地研修における指導者には、上記指導看護師のほか、指導者講習を受講した医師を含む。
- (オ) 有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (カ) 過去5年以内に、都道府県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止(障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む。)を受けたことがないこと。
- (キ) 喀痰吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること。
- (ク) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること
- (ケ) 下記のⅠ、Ⅱの条件を満たしていること。

Ⅰ 施設(介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、障害者(児)施設等)において実地研修を実施する場合

1 介護職員等が喀痰吸引及び経管栄養(以下「喀痰吸引等という。」を実施する上で必要であると考えられる条件

(1) 利用者の同意

利用者(利用者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、喀痰吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 指導看護師の指導の下、介護職員等が実習を行うこと。
- ③ 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) 喀痰吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導者講習を受けた指導看護師が介護職員等を指導する。
- ② 介護職員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。

- ③ 喀痰吸引等の行為については、医師に承認された介護職員等が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関する喀痰吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 施設における体制整備

- ① 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ 喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

II 利用者の居宅において実地研修を実施する場合

1 訪問介護員等が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）を実施する上で必要であると考えられる条件

(1) 利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、喀痰吸引等の実地研修の実施と訪問介護事業者、利用者のかかりつけ医、訪問看護事業者との連携対応について訪問介護事業者から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている訪問介護員等が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 利用者のかかりつけ医から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 家族、利用者のかかりつけ医、指導看護師、保健所の保健師等、家族以外の者等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- ③ 利用者のかかりつけ医、指導看護師及び訪問介護員等の参加の下、喀痰吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) 喀痰吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導看護師が訪問介護員等を指導する。
- ② 訪問介護員等は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
- ③ 喀痰吸引等については、利用者のかかりつけ医に承認された訪問介護員等が、指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関する喀痰吸引等について、利用者のかかりつけ医、訪問看護職員及び訪問介護員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。

(4) 体制整備

- ① 喀痰吸引等を実施する訪問介護事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
- ② 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、利用者のかかりつけ医及び指導看護師の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医及び指導看護師との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の整備がなされていること。
- ③ 喀痰吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
- ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
- ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、喀痰吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医、指導看護師、訪問介護員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
- ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医・指導看護師との連絡体制が構築されていること。
- ⑦ 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

(別表1) 基本研修(講義)の内容及び時間数

大項目	中項目	時間(h)
1 人間と社会	1. 個人の尊厳と自立	0.5
	2. 医療の倫理	0.5
	3. 利用者や家族の気持ちの理解	0.5
2 保健医療制度とチーム医療	1. 保健医療に関する制度	1.0
	2. 医行為に関係する法律	0.5
	3. チーム医療と介護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活	1. 喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2. 救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防	1. 感染予防	0.5
	2. 職員の感染予防	0.5
	3. 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4. 滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	1. 身体・精神の健康	1.0
	2. 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
	3. 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	1. 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2. いつもと違う呼吸状態	1.0
	3. 喀痰吸引とは	1.0
	4. 人工呼吸器と吸引	2.0
	5. 子どもの吸引について	1.0
	6. 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7. 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
	8. 喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9. 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
7 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説	1. 喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2. 吸引の技術と留意点	5.0
	3. 喀痰吸引に伴うケア	1.0
	4. 報告及び記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	1. 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2. 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3. 経管栄養法とは	1.0
	4. 注入する内容に関する知識	1.0
	5. 経管栄養実施上の留意点	1.0
	6. 子どもの経管栄養について	1.0
	7. 経管栄養に関する感染と予防	1.0
	8. 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ち	0.5
	9. 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10. 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	1. 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2. 経管栄養の技術と留意点	5.0
	3. 経管栄養に必要なケア	1.0
	4. 報告及び記録	1.0

合計講義時間 50時間

(別表2) 基本研修(演習)の内容及び回数

ケア等の種類		実施回数
喀痰吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

(別表3) 実地研修の内容及び回数

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。

※上記5つの行為のうち、全ての実地研修が修了した後に、修了証書の交付を受ける場合と、実地研修を修了した行為のみ、個別に修了証書の交付を受ける場合を選択できる。

実地研修の申し込みについて

介護福祉士実務者研修や養成施設等において「医療的ケア」の科目を修了した場合は、喀痰吸引等研修における2ページの6（1）～（4）の基本研修が免除になります。

この場合、2ページの6（5）実地研修からの受講となり、下記の申し込みが必要になります。

また、現在の所属法人が、基本研修を受講した際の所属法人と異なる場合で、実地研修を実施する場合も、同様です。

申し込みをせずに実地研修を行った場合は、修了を認めませんので注意してください。

1 対象者

- (1) 養成機関等で「医療的ケア」の科目を修了した方
- (2) 本会の喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修受講時と現在の所属法人が異なる方

※今年度、1～9ページの基本研修に申し込む方は、こちらの申し込みは不要です。

※令和5年度以前に、この実地研修の申し込みをした方（現時点も実地研修を実施中の方含む）は、あらためて申し込む必要はありません。申し込んだ年度において委託契約等の手続きが完了しているか、再度確認願います。

2 申込期間 令和6年9月6日（金）まで

！注意！ 令和6年度は1回のみ募集となります。（2回目はありません。）

3 申込方法 石川県社会福祉協議会ホームページからの申し込みとなります。

注意事項1 法人ごとの受講希望者の取りまとめについて

今後の委託契約事務等の都合のため、施設・事業所ごとの申し込みではなく、受講希望者をあらかじめ法人で取りまとめの上、お申し込みください。

また、1法人につき、申込担当者が1人となるよう調整してください。

(例) 社会福祉法人△△福祉会のA事業所と、B事業所に受講希望者がいる。

→ **×** A事業所・B事業所、それぞれ別の申込担当者が別々に申し込む。

→ **◎** 法人内で受講希望者を取りまとめ、A事業所とB事業所の受講希望者について事務担当者が代表して申し込む。

→ この事務担当者が、申込担当者として今後の連絡や事務等の窓口となります。

注意事項2 添付書類（PDF形式）について

研修申し込みを入力する際、下記の添付書類①と②をPDF形式で添付していただきますので、あらかじめPDFデータを作成の上、申し込み手続きを開始してください。（写真データの添付は不可。①、②は1つのデータにまとめず、それぞれ別のデータとして作成してください。）

＜ 添付書類 ＞ ※ ①、②両方とも必要です。

- ① 「医療的ケア」を修了したことが分かる書類
（実務者研修修了証明書、科目別修了認定証などの写し）
- ② 実地研修先に指導看護師等が在籍していることが分かる書類
（指導者講習修了証書、医療的ケア教員講習会修了証書などの写し）

【PDFデータ作成方法】（一般的な一例として参考にしてください）

（例）コピー機等の複合機で書類をスキャンし、PDFデータを作成する。

※ 施設・事業所等で使用している機器等の操作方法等に関する質問はお受けできません。法人の事務担当の方や、機器のメーカー等にお問い合わせください。

原則、PDF形式で添付してください。

PDFデータの作成・添付が困難な場合は、添付書類のみFAXで受け付けますが、FAX送信後に、届いているかの確認のため、福祉総合研修センターまで必ず電話してください。＜福祉総合研修センター TEL 076-221-1833 / FAX 076-221-1834＞

ホームページからの申込手順

- ① 石川県社会福祉協議会サイト（URL：<https://www.isk-shakyo.or.jp>）の上部メニュー「福祉の研修」をクリックしてください。
- ② 表示されている「研修新着情報」の一覧から受講希望の研修名をクリックすると、画面の下方に「検索結果」が表示されます。
- ③ 希望の研修であることを確認のうえ、右欄の「申込」をクリックすると「研修申し込み」画面に変わります。
- ④ 必要事項を入力（※マークは必須項目）した後、「申込確認画面」で内容を確認し、「申し込み」をクリックして、申込完了です。
- ⑤ 申し込まれた方にはすぐに「受付確認書」がメールで送信されます。もし、このメールが届かない場合にはメールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。（なお、この受講確認メールは受講承認という意味ではありません。）

4 受講承認 9月25日（水）頃、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

5 今後の流れ

- ①受講決定後、法人の申込担当者（事務担当者や指導看護師等）向けに、委託契約や賠償責任保険手続き、実地研修の実施方法などに関する「実地研修説明会」を行います。
重要な連絡がありますので、原則参加いただきますようお願いいたします。

実地研修説明会	日 時：10月10日（木）10：00～11：00
	実施方法：Zoomを使用したオンライン説明会

- ②本会と法人との間で、実地研修の委託契約を締結します。（令和6年度受講決定者を対象とする）
- ③委託契約締結後、本会指定の賠償責任保険に加入していただきます。（受講者1名につき保険料2,000円）
- ④賠償責任保険の保険適用開始日以降に、各法人で実地研修を実施していただきます。
実際の実地研修の開始は、11月中旬以降となる見込みです。
- ⑤実地研修終了後は、指定の様式により完了報告書等を作成し、本会まで提出してください。
- ⑥提出された書類を審査し、修了を認めた場合は、修了証明書を交付します。
※この後、認定証の交付に係る手続きが必要です。別途、県に申請してください。

- 6 個人情報 皆様から提供いただいた個人情報は、本研修で使用する受講者名簿等の作成に利用します。ただし、個人情報の収集目的を超えた利用及び提供は、個人情報保護条例で定める場合を除き、一切いたしません。

7 問合せ先

（1）制度関係（受講対象、実地研修対象施設の要件、経過措置 等）

石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ 担当：折戸 TEL 076-225-1416
石川県健康福祉部障害保健福祉課 自立支援グループ 担当：大地 TEL 076-225-1428

（2）研修関係（申込方法、日程 等）

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 担当：山口・田中
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ 4F
TEL 076-221-1833 FAX 076-221-1834